

一般社団法人 AYA がんの医療と支援のあり方研究会定款施行細則
ver. 4.6

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この細則は定款第 4 条の事業を遂行するために必要な事項を規定し、円滑な研究会運営を推進することを目的とする。

第 2 章 会員

(入会手続)

第 2 条 本会に入会するものは、入会申請書に必要な事項を記入の上、本会事務局に申し込む。

2 正会員（ハ）については、所属の団体がない場合は、正会員の推薦を要する。

3 正会員（ハ）については、正会員の推薦が得られない者は自薦理由の提出を要する。

(入会の承認)

第 3 条 当該年度内の理事会で承認を得る。

(入会日と入会の通知)

第 4 条 入会日は、入会金（初年度年会費）の入金日とする。入会金（初年度年会費）の入金確認後、本会事務局より本人に入会の通知を送付する。

(正会員の権利)

第 5 条 正会員には次の権利がある。

- (1) 総会に出席し意見を述べること。
- (2) 総会の審議事項について議決権を行使できること。
- (3) 通常総会の議決権は、新規入会者については、前年度に第 4 条の手続きを完了した者のみ有する。既存会員については、前年度に年会費を納めた者のみ有する。
- (4) 臨時総会の議決権は、その日を含んで 3 ヶ月前の月末までに入会した者。
- (5) 本会の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと。
- (6) 本会の発行する学術刊行物、メールニュースの配布・配信を受けること。
- (7) 本会の発行する学術刊行物に投稿できること。
- (8) 本会が開催する研修会等へ会員として参加できること。

(学生会員の権利)

第 6 条 学生会員には次の権利がある。

- (1) 本会の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと。
- (2) 本会の発行する学術刊行物、メールニュースの配布・配信を受けること。
- (3) 本会の発行する学術刊行物に投稿できること。
- (4) 本会が開催する研修会等へ会員として参加できること。

(団体会員の権利)

第 7 条 団体会員には次の権利がある。

- (1) 本会の発行する学術刊行物、メールニュースの配布・配信を受けること。

- (2) ホームページに法人・団体名を掲載できること。
- (3) 団体に所属する職員が、本会が開催する研修会等に会員として参加できること。

(賛助会員の権利)

第 8 条 賛助会員には次の権利がある。

- (1) 本会の発行する学術刊行物、メールニュースの配布・配信を受けること。
- (2) ホームページ『協賛一覧』ページに法人・団体・個人名を掲載。
- (3) 『協賛一覧』に企業ホームページのリンクを貼付、ならびに、ホームページトップページにバナー広告を貼付。バナー広告のサイズ等様式は、別に定める「バナー広告掲載について」に従うものとする。

(会員区分の変更)

第 9 条 会員区分を変更するときは、メールまたは書面にて本会事務局に申し込む。

- 2 変更の際しては、当該年度内の理事会で承認を得る。
- 3 年度内に区分を変更したとしても、変更前の年会費の返還はしないものとする。

(会員権利および資格喪失)

第 10 条 会員が以下の各条項に一つでも該当するに至った場合、会員に事前に通知又は催告することなく当法人の会員資格を直ちに喪失するものとする。

- (1) 会員が入会申込時および届出事項変更時に虚偽の事項を届出したことが判明した場合
- (2) 会員が会費の支払、その他当法人に対する責務の履行を怠った場合
- (3) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (4) 政治的、宗教的、営利的な目的で利用していると認められる場合
- (5) その他、当法人が会員として不適当と認める相当の事由が発生した場合
- 2 会費の滞納が発生したときは、会員の権利の一部は停止されるものとする。
(本会の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと。本会の発行する学術刊行物に投稿できること。及び、本会が主催する研修会等へ会員として参加できること) ただし、正会員に限り、総会の議決権および選挙権についても権利を有しないものとする。
- 3 会費の滞納が 1 か年を超えるときは、滞納が生じた前年度末をもって会員の資格を喪失するものとする。

(滞納会費の受け入れ)

第 11 条 滞納会費の納入があったときは、滞納の発生順に充当するものとする。ただし、会員資格喪失後、年会費の納入があった場合は再入会とし、当該年度の会費として受け入れる。

(休会)

第 12 条 会員は、休会届に期間および理由を付して提出し、休会することができる。

休会理由

- (1) 出産及び育児のため
- (2) 健康上の理由のため
- (3) 留学のため
- (4) その他

- 2 休会は、当該会計年度の終了後から開始する。期間は、原則 1 年とし、休会の繰り返しを妨げない。休会期間の延長は 1 年ごとの更新手続きが必要であり、2 年以上手続きが滞った場合は会員の資格を喪失するものとする。
- 3 休会を終了する場合は、復会届と共に、当該年度の会費を納入しなければならない。
- 4 休会の期間中は、会員の資格を一時的に停止するものとする。

第 3 章 会費

(入会金)

第 13 条 本会の入会金は入会年度の年会費をもってこれにかえる。

(会員の年会費)

第 14 条 本会会員の年会費は、次の通りとする。

- (1) 正会員 8,000 円
 - (2) 学生会員 2,000 円
 - (3) 団体会員 100,000 円
 - (4) 賛助会員 一口 50,000 円
- 2 会員は当該年度末までに年会費をおさめなければならない。
 - 3 正会員（ハ）においては、申告により減免制度を利用することができる。減免額については、理事会で協議する。

第 4 章 役員

(理事の選任および任期)

第 15 条 理事は定款第 4 章第 23 条により正会員の中から立候補制によって選任される。

- 2 選挙に先立って正会員の中から理事会の推薦によって 2 名以上の選挙管理委員が選任される。
- 3 選挙管理委員会は選挙の行われる 2 か月前までにすべての選挙に関する日程を正会員に対して公示する。選挙管理委員の氏名も同時に正会員に公表される。
- 4 選挙管理委員会は選挙権を有する正会員の名簿と領域別に選出すべき理事数、及び投票方法を選挙の行われる 1 か月前までに学会ホームページの会員専用欄を通じて正会員に向けて公告する。
- 5 理事の候補者になろうとする者は定められた期日までに所定の立候補用紙をもって選挙管理委員会に届け出ることとする。
- 6 選挙管理委員会は、候補者名簿と候補者の所信表明をそろえて選挙の行われる 1 か月前までに学会ホームページの会員専用欄を通じて正会員に向けて公告する。
- 7 選挙は選挙権を有する全正会員による投票によって行われる。
- 8 選挙結果をもって選任されたものとみなす。
- 9 即時、正会員に通知し、総会で報告した後に学会ホームページに公表する。
- 10 領域別理事定数を以下の 3 領域別に定める。正会員は定款第 5 条会員種別
(1) 正会員に記載された各正会員の属する領域に限定されることなく、全領域の候補者に対して選挙権を有する。理事候補者は領域別に立候補を行う。
定款第 5 条会員種別 (1) 正会員（イ）を被選挙者とする次の 2 領域

- 1) 医師・看護師 12名程度
 - 2) その他の国家資格取得者、公的資格取得者、または研究者 2名程度
- 定款第5条会員種別(1)正会員(ロ)(ハ)を被選挙者とする次の領域
- 3) 患者経験者・支援者・一般人 2名程度
- ただし、正会員(イ)の患者経験者は、3)の被選挙権を有するものとする。
- 11 理事候補者が定数の領域は信任投票とし、有効投票数の3分の2の信任を得なければならない。
 - 12 理事候補者が領域別定数に満たない場合は選挙管理委員会の答申により理事会が候補者を推薦することができる。
 - 13 候補者が領域別定数を超えたときは不完全連記による投票で選出する。得票数が同票の場合は、年齢の低いものを当選者とする。
 - 14 立候補の年齢制限は設けず、理事の定年は定めない。
 - 15 理事の任期は2年間とし、選任された総会終了後から2年後の総会終了までとし、連続して2期まで務めることができる。ただし理事会で推薦された場合にはその限りではない。
 - 16 理事長は理事会審議を経て若干名の理事を追加指名できる。ただし、任期は指名された日から次期役員の選任を行う総会終了までとする。
 - 17 理事の改選は2年ごとに行い、再任の認められない理事または再任を辞退した理事数を各領域で選出する人数として改選する。ただし、補欠あるいは増員の場合はこの限りではない。
 - 18 補欠として選任された理事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
 - 19 任期満了の監事は連続して理事に就任できない。
 - 20 理事候補者は監事の候補者になることができない。

(理事長の任期)

- 第16条 理事長の任期は2年とし、再任は妨げないが連続再任は1回(1期2年2期=4年)までとする。
- 2 理事任期2期目の理事長は、次期(3期目)理事に立候補することができる。

(監事の選任)

- 第17条 監事は定款第23条により正会員の中から立候補または推薦によって選任される。
- 2 選挙に先立って選挙管理委員が選出されるが、委員は第13条第2項で選任されたものがこれを務める。
 - 3 選挙管理委員会は、候補者名簿と候補者の所信表明をそろえて選挙の行われる1か月前までに学会ホームページ会員専用欄を通じて正会員に向けて公告する。
 - 4 監事の候補者となろうとする者は、定められた期日までに所定の立候補用紙をもって選挙管理委員会に届け出ることとする。
 - 5 立候補に年齢制限は設けない。
 - 6 選挙は選挙権を有する全正会員による投票によって行われる。
 - 7 理事会が総会に推薦する監事の定数は2名とし、2名の連記投票とする。
 - 8 得票多数のものより順次当選者を定め、得票同数のときは年齢の低いものを当選者とする。候補者が定数の場合は信任投票とし、有効投票数の3分の2を獲得しなければならない。
 - 9 選挙結果をもって選任されたものとみなす。

- 10 即時、正会員に通知し、総会で報告した後に学会ホームページに公表する。
- 11 監事の任期は選出された定時総会終了翌日から次々期定時総会終了日までの2年間とし、再任を認めない。
- 12 補欠として選任された監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

第5章 委員会

(委員会)

第18条 本会の事業遂行と円滑な運営のために次の委員会を設置する。

- (1) 学術・プログラム委員会
- (2) 編集委員会
- (3) 賞等選考委員会
- (4) 調査・研究委員会
- (5) 教育・研修委員会
- (6) 広報委員会
- (7) 社会連携委員会
- (8) 国際連携委員会
- (9) 庶務委員会
- (10) 財務委員会
- (11) 利益相反委員会
- (12) 倫理委員会
- (13) AYA week 管理委員会

第19条 各委員会には担当理事を置く。原則として担当理事が委員長を務めるが、担当理事が委員長を務めることが困難な場合は、担当理事は当該委員会の委員より委員長を指名し、理事会の承認を得る。

第20条 委員は正会員、学生会員、団体会員の施設・団体に所属する職員から理事長又は委員長が推薦し、理事会が承認する。

第21条 委員の任期は、理事の任期に準じる。ただし、再任を妨げない。

第22条 委員会の運営は、別に定める各々の委員会細則に従うものとする。

第6章 学術集会

(学術集会)

第23条 学術集会は、学術集会会長の責任で毎年1回開催する。

- 2 学術集会会長を補佐するため、副会長を若干名おくものとする。
- 3 開催地及び開催時期は理事会において承認を得る。

(学術集会会長、副会長)

第24条 学術集会会長、副会長は、理事会において選任する。

- 2 学術集会会長、副会長の任期は前期学術集会終了翌日から当期学術集会終了日までとする。
- 3 学術集会会長、副会長、次期学術集会会長、副会長は、原則として理事会に出席するものとする。ただし、理事でない学術集会会長、副会長は議決権がないものとする。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 25 条 事務局を東京都新宿区山吹町 358-5 に置く。

2 業務を株式会社国際文献社に委託して行う。

第 8 章 定款施行細則の変更

(定款施行細則の変更)

第 26 条 本細則の変更は、定款第 58 条に基づき、理事会で決議し、総会に報告する。

附則

1. 団体会員の年会費は、第 14 条の規定にかかわらず 2023 年度のみ 80,000 円とする。2024 年度以降、会員を継続する場合は団体会員の年会費は、第 14 条の規定の通り 100,000 円とする。
2. 正会員の年会費は、第 14 条の規定にかかわらず 2023 年度までは 5,000 円とする。
3. 学生会員の年会費は、第 14 条の規定にかかわらず 2024 年度までは 1,000 円とする。
4. 準会員は、区分変更移行措置として 2025 年 12 月 31 日まで第 6 条の会員の権利を有する。

本施行細則は平成 30 年 6 月 29 日より施行する。

本施行細則は平成 31 年 1 月 30 日より施行する。

本施行細則は平成 31 年 2 月 8 日より施行する。

本施行細則は令和元年 11 月 27 日より施行する。

本施行細則は令和元年 12 月 19 日より施行する。

本施行細則は令和 2 年 2 月 28 日より施行する。

本施行細則は令和 2 年 4 月 23 日より施行する。

本施行細則は令和 2 年 6 月 6 日より施行する。

本施行細則は令和 3 年 2 月 8 日より施行する。

本施行細則は令和 3 年 5 月 7 日より施行する。

本施行細則は令和 3 年 10 月 25 日より施行する。

本施行細則は令和 4 年 2 月 8 日より施行する。

本施行細則は令和 5 年 3 月 7 日より施行する。

本施行細則は令和 5 年 3 月 25 日より施行する。

本施行細則は令和 5 年 11 月 10 日より施行する。

本施行細則は令和 5 年 12 月 28 日より施行する。

本施行細則は令和 6 年 12 月 11 日より施行する。

本施行細則は令和 7 年 1 月 17 日より施行する。

本施行細則は令和 7 年 3 月 20 日より施行する。

本施行細則は令和 7 年 9 月 5 日より施行する。

本施行細則は令和 7 年 11 月 5 日より施行する。